入　札　公　告

１　入札事項（入札件名及び数量）

研究開発補助人材派遣（Javaプログラマ(LDA解析用)）　1名

※詳細は仕様書を参照

２　入札に参加する者に必要な資格

・平成２１年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)のうち、下記の資格の種類及び等級を有する者

資格の種類及び等級：「役務の提供等」　「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」「Ｄ」の何れか

・労働者派遣法許可・届出：一般労働者派遣事業許可事業者

なお、上記何れも官庁（国土交通省航空局）から指名停止を受けている期間に該当しない者。

３　入札説明会開催の有無　　無

４　入札説明書及び仕様書、契約書（案）、入札書･入札内訳書様式の公表

当研究所ホームページの入札・調達・契約情報欄に掲載

http://www.enri.go.jp/news/nyusatu/nyusatu_index.htm

５　入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

電子メールにて3月18日（木）17時00分まで受付（電子メールには、件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号を必ず記入して送信下さい）

電子メール宛先　tender@enri.go.jp

６　スキルシート提出の方法及び締切

ｽｷﾙｼｰﾄ提出方法：ＦＡＸ、電子メール、郵送、持参（何れも可）

ｽｷﾙｼｰﾄ提出締切：平成22年3月18日（木）18時00分

７　入札書提出方法･締切（入札書提出前にｽｷﾙｼｰﾄ提出･審査あり）

入札書提出方法：持参または郵送（電信、電子入札不可）

入札書提出先：独立行政法人電子航法研究所総務課契約係

入札書提出締切：平成22年3月25日（木）13時50分

８　開札の場所及び日時

場所：独立行政法人電子航法研究所5号棟２階総務課前（別紙地図参照・車駐車可）

日時：平成22年3月25日（木）14時00分　※入札書提出者の開札立会義務なし

９　入札保証金及び契約保証金　　免除

10　契約書の作成の要否　　要

11　その他

・入札書提出締切後に到着した入札書は無効。

・上記８の開札で予定価格に達する入札書の提出がなかった場合は、3月26日（木）17時00分を入札書提出締切とする再度入札を実施（再度入札は１回のみ）。

・落札により落札者は、当研究所との本件に係る第1位の契約交渉権を獲得する。

平成22年3月1日

独立行政法人電子航法研究所理事長　平　澤　愛　祥

※本件に関する資料の送付、質問及び入札書の提出先

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町７－４２－２３

㈱電子航法研究所総務課契約係

TEL 0422-41-3476　FAX 0422-41-3169　　電子メール宛先　tender@enri.go.jp

【別紙】

交通案内

JR中央線三鷹駅南口より小田急バス仙川行または杏林大学病院行で三鷹農協前下車南へ徒歩5分．あるいは，吉祥寺駅公園口より小田急バス調布駅北口行または武蔵境駅南口行で三鷹農協前下車．

仕　様　書

1.　件名

研究開発補助人材派遣(Java プログラマ(LDA 解析用))

2.　目的

独立行政法人電子航法研究所では、航空機の航法精度の調査のため、レーダデータの解析を実施している。その業務を実施するため、レーダデータの解析を支援するソフトウェアツールを製作する必要がある。また、同時に Web を通して、航空機の運航方式の危険因子を同定する手法を研究しており、その手法を実現するための Web ソフトウェアを開発する必要がある。本仕様書では当該 2 つのソフトウェアツールの製作を行なう研究開発補助要員の仕様を定める。

3.　役務の提供人員

1 名

4.　派遣期間

平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 7 月 31 日（82 日間）

5.　勤務地

独立行政法人　電子航法研究所　本所

東京都調布市深大寺東町 7-42-23

6.　勤務時間

祝祭日を除く平日 9:30 分～18 時 15 分（昼休憩：12 時 00 分～13 時 00 分）の 7 時間 45 分勤務

7.　業務

本件人材派遣契約で派遣された研究開発補助要員は、以下の 2 件のソフトウェア製作を行う予定である。ソフトウェア(1)は 1 名での作業を予定しており、それが終わり次第、ソフトウェア(2)の作成に携わるものとする。以下、それぞれのソフトウェアにおける製作内容を示す。

(1) レーダデータ解析ソフトウェア

電子航法研究所で所有するプログラムをベースとして、研究員が作成した外部設計書／内部設計書に従い、プログラムコードを作成する。その際、当所所有プログラムのライブラリの整理、研究員が作成したテスト計画書に従ってソフトウェアテストの

実施、取扱説明書の作成等も行う予定である。

(2) 危険因子同定 Web ソフトウェア

研究員が作成した設計書や口頭での指示に従い Web プログラムの製作を行う。本件で派遣された研究開発補助要員は、サーバサイド側の各種機能の実装部分の作成を予定している。Web アプリケーションフレームワークは Apache Struts 1.2 を、また、O/R マッピングツールとしては hibernate の使用を予定している。RDBMS は MySQL を採用する予定である。なお、製作にあたっては、他のプログラマ 1 名、Web デザイナー1 名の計 3 名での作業を予定しており、必要に応じて情報共有を行い、協力して作成するものとする。

8. 役務の提供において必要とされる技能等

- 高校卒業レベルの日本語の読み書きおよび日本語による日常会話ができること。
- Windows 環境において Eclipse を用いてプログラム開発が出来ること。
- MS Word, MS Excel, MS Power Point が使用できること。（マクロの作成は出来なくとも構わない。）
- バージョン管理システム（Subversion）をユーザーとして使用するに足る知識を有すること。
- Sun 認定 Java プログラマ(SJC-P)資格程度の知識レベルにあり、Java 言語によりプログラムが作成できること。（必ずしも SJC-P 資格を保有している必要はない。）
- Eclipse の Visual Editor プラグインを用いて Swing 開発が出来ること。
- JUnit による単体テストが実施できること。
- 表の作成・消去、レコードの挿入・更新・消去・条件検索等のための SQL 文が作成できること。

【Struts 関連技術】

- 研究員の作成した簡易な設計書から Apache Struts の設定ファイル及び MVC モデルにおけるモデル・コントローラ部分のプログラムが構築できること。
- 研究員の作成した簡易な設計書から Apache Struts においてカスタムタグが作成できること。

【Hibernate 関連技術】

- HQL によりデータ操作が出来ること。
- Hibernate 設定ファイル・マッピング定義ファイルが作成できること。

【MySQL 関連技術】

- phpMyAdmin によりデータベース操作が行なえること。

9.　提出書類

派遣予定者が上記の要件を満たすことを証明するため、本件請負業者は入札に当たって以下の書類の提出を求められる。

- 派遣予定者の職務経歴書
- 派遣予定者の保有資格一覧

10. 検査

月毎の給付について検査職員が検査を行なう。

11. 監督

業務の実施について適宜監督を行う。

12. 補足事項

派遣後、派遣要員が要件で定める能力を有さないことが明確になった場合には、派遣元は速やかに代替の派遣要員を派遣する義務を有する。

13. その他

- 疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。
- 派遣要員については、社会保険（健康保険／厚生年金）に加入することを条件とする。

以上

入　札　説　明　書

１．契約者
２．入札内容等
３．入札に参加する者に必要な資格
４．入札説明会開催の有無
５．入札説明書及び仕様書に関する質問の受付
６．入札書･入札内訳書提出の方法及び締切等
７．その他

（添付書式）
「入札書受取確認票」

１．契約者

独立行政法人電子航法研究所　理事長

２．入札内容等

（１）入札事項(入札件名及び数量)

研究開発補助人材派遣（Java プログラマ(LDA 解析用)）１名

（２）仕様

仕様書のとおり

（３）派遣期間

平成２２年４月１日～平成２２年７月３１日

（４）派遣場所

独立行政法人電子航法研究所（調布市深大寺東町７－４２－２３）

（５）入札方法

①　入札参加者は、納入に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積り下さい。

②　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出下さい。

③　入札書に記載する価格は、**１時間あたりの価格**を記載願います。

（６）入札保証金及び契約保証金

免除

３．入札に参加する者に必要な資格及び手続き

（１）　平成２１年度国の一般競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、開札日までに「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」の何れかの等級に格付けされている者であり、かつ、労働者派遣法に基づく有効な一般労働者派遣事業許可を取得している者。

なお、入札者は、開札までに上記資格書の写(コピー) 及び上記許可書の写（コピー）を当研究所総務課契約係あて提出下さい。なお、既に別の当研究所入札において平成２１年度に上記資格書および許可書の写（コピー）を提出している場合は、不要。

【資格書写(コピー)の提出方法】

（ｉ）入札書・入札内訳書の提出時に同時に提出。

（ⅱ）FAX(FAX 番号 0422-41-3169)。必ず、宛先は、契約係。

（iii）電子メール(tender@enri.go.jp)。必ず、PDF 形式で送信。

（2）　官公庁(国土交通省航空局)から指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

（3）　次の各号の一に該当する者は、入札に参加する資格を有さないものとします。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

②　次の各号の一に該当し、かつ、その事実があった後２年を経過しない者。

ア　契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、または物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。

イ　公正な競争の執行を妨げた者、または公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るため連合した者。

ウ　落札者が契約を結ぶこと、または契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。

エ　監督または検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ　正当な理由無くして契約を履行しなかった者。

カ　契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

（4）　人材派遣予定者の「スキルシート」（年齢・性別を除いたもの）を入札公告記載期日までに提出すること。

※上記の提出は、持参、郵送、FAX（0422-41-3169）又は電子メール（tender@enri.go.jp）によるものとする。

なお、提出されたスキルシートが仕様を満たしているか審査を行う。仕様を満たしていないと判断した場合は入札に参加できない。

４．入札説明会開催の有無　　無

５．入札説明書及び仕様書に関する質問の受付

入札公告記載期日まで受付（電子メールには、件名・事業者名・担当部署名・担当者名・電話番号・FAX 番号を必ず記入して送信下さい）

電子メール宛先　tender@enri.go.jp

なお、頂いた質問のうち（当研究所からの回答含む）応札を考えている他の事業者の方にも周知した方が公平性の点から良いと当研究所が判断したものについては、当研究所ホームページ入札・調達情報欄の当該入札件名横「質疑応答」をクリックして頂くと当該入札案件に係る公表質疑応答を閲覧することができますので、応札される事業者の方は、必ず応札しようとする入札案件の

質疑応答欄をご確認下さい。

６．入札書･入札内訳書提出の方法及び締切等

（１） 入札書･入札内訳書提出方法

持参または郵送（電信、電子入札不可。電信、電子入札不可。郵送の場合は、書留、配達記録等配達された記録が残る方法による）

（２）入札書･入札内訳書の提出先

〒１８２－００１２　東京都調布市深大寺東町７－４２－２３
独立行政法人電子航法研究所　総務課　契約係
TEL.　０４２２－４１－３４７６

（３）入札書･入札内訳書提出締切

入札公告記載期日までにご提出下さい。

（４）開札の場所及び日時

場所：独立行政法人電子航法研究所　本館２階総務課前応接間（車駐車可）
調布市深大寺東町７－４２－２３
日時：入札公告記載期日に行います。
※開札の立会義務はございませんが、結果をお知らせするため、ご担当者の連絡先がわかるようにしてください。

（５）入札書･入札内訳書の提出方法

① 【郵送の場合】入札書･入札内訳書に、添付の「入札書受取通知票」（FAX 宛先（受け取り担当者名まで記載）及び FAX 番号を記入）を同封して、当研究所契約係あて郵送下さい。入札書の日付は、郵便投函日の日付を記入下さい。郵送頂いた入札書・入札内訳書は、当研究所に到着した時点で開封して、誤記、記入漏れまたは押印忘れ等がないか確認します。

また、入札書を郵送したにもかかわらず、当研究所から「入札書受取通知票」が FAX 送付されてこない場合は、必ず、当研究所契約係あてに問い合わせ下さい。

なお、電話、電報、電子メール、ファクシミリによる入札は認めません。但し、再度入札(１回目の入札で予定価格以下の入札書がなかった場合の 2 回目入札のこと)の場合は、当研究所の判断によりファクシミリによる入札を認める場合があります。

【持参の場合】入札書・入札内訳書を封筒に入れて（のり付け不要）ご持参下さい。提出頂いた入札書・入札内訳書は、即日、開封して誤記、記入漏れまたは押印忘れ等がないか確認します。なお、入札書の記名・押印者以外の者の持参を認めます。

※入札書の署名(または記名)・押印者は、入札参加事業者における代表取締

役等の代表機関または支配人、支店長以上の職にあるもの、もしくは、上記のものから委任を受けた代理人(委任事実及び委任内容が書面上証明できるか商慣習上当所職員が判断できる場合のみ)とします。

② 入札参加者は、誤記、記入漏れまたは押印忘れ等、当研究所からの指摘による入札書・入札内訳書の返却時以外、提出した入札書・入札内訳書の引換え、変更または取消しをすることはできない。

（６）入札の無効

① 上記３．に示した競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者及び競争参加者に求められる義務を履行しなかった者、または次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

ア 入札参加者またはその代理人（以下「入札者」という。）の記名または押印（外国人、または外国法人にあっては、本人または代表者の署名をもってかえることができる。）の無いもの。

イ 金額の記載の無いもの、または金額を訂正したもの。

ウ 誤字脱字等により、記載事項が不明瞭であるもの。

エ 条件が付されているもの。

オ その他入札に関する条件に違反したもの。

② 入札者が国の一般競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

（７）入札の延期等

入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合であって、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、または取りやめることがある。

（８）代理人による入札

① 代理人が入札書に金額、日付を記入して記名、押印する場合は、入札書に入札者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示、代理人氏名の記入及び代理人印を押印（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札書提出締切日時までに委任状を提出すること。

② 入札者は、本件入札について、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

（９）開札の方法

① 開札は、立ち会いを希望する入札者を立ち会わせて、当研究所の複数の職員が行う。

② 入札者は、開札の場所に入場しようとするときは、当研究所総務課職員に、入札者または入札者が代表、支店長等である事業者の職員または代理人であることを証するものを提示すること。なお、同一事業者の３名以上の入場は、認めない。

③ 入札者は、開札時間経過後は、当研究所総務課職員の許可がない限り、開札の

場所に入場することはできない。

④　入札者は、当研究所総務課職員の許可がない限り、開札が終了するまで開札の場所を退場することができない。

⑤　開札を行い、予定価格範囲内の有効な入札が無いときは、１回目の応札者を対象に再度の入札を行う。再度入札の方法については、再度入札通知の際に併せて連絡する。

７．その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札者に要求される事項

①　入札者は、入札公告及びこの入札説明書を十分理解したうえで入札しなければならない。質問等があるときは、上記５．に記載する方法で当研究所に説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

②　入札者は、入札書を上記６．（３）の期限までに提出すること。また、開札日の前日までに当研究所から当該入札書に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

（３）落札者の決定方法

①　最低価格落札方式とする。

②　同一価格の落札者が２者以上ある時は、くじ引きで落札者を決定するものとする。

③ 本入札における落札者は、当研究所との本件に係る第１位の契約交渉権を得るものである。

④ 落札価格によっては、落札後に落札者と当研究所が価格交渉を行うことがある。

（４）契約書の作成

①　契約書の記名押印は、先に落札者が行い、その後、当研究所が記名押印し、各自１通を保管する。

②　契約書（２部）を当研究所から受領したら、記名、押印及び収入印紙を貼付（収入印紙貼付不要契約の場合は除く）して７日以内に当研究所総務課契約係あてに到着するように返送すること。

③　落札者及び当研究所が契約書に記名押印しなければ、本契約は成立しない。

（５）代金支払条件

①　当研究所からの給付完了確認後、契約者から適正な請求書を受理した日から３０日以内に銀行振込により代金を支払う。

②　支払回数は、４回までとする（最低単位：１ヶ月分)。

③　契約者は、請求書に必ず振込先金融機関名、預貯金種別、口座番号及び口座名、請求日付を記載すること。

※支店等の統廃合により、支店名等が変更になっている場合があるため、請求書送付の際は、ご注意願います。

（６）納品または履行の検査等

①　納品または履行の検査方法等については、契約書及び仕様書に定めるところによる。

②　検査終了後、契約者が提出した書類に虚偽の記載があると判明した場合は、契約者に対して損害賠償を求める場合がある。

※入札書を郵便で提出する場合、必ず、入札書・入札内訳書に同封して本紙を提出

平成　　年　　月　　日
送信枚数：本紙のみ

入札書受取通知票

[宛先]
入札書提出事業者：
担当部署：
担当者：
FAX 番号：
（上記宛先項目何れも入札者が必ず記入）

入札事項「研究開発補助人材派遣（Java プログラマ(LDA 解析用)）１名」入札書確かに受取ました。

[受取人]
独立行政法人電子航法研究所
総務課契約係
担当：
電話番号０４２２－４１－３４７６
FAX 番号０４２２－４１－３１６９

入　札　書

￥

（消費税および地方消費税相当額を除く）

入札件名及び数量　研究開発補助人材派遣（Java プログラマ(LDA 解析用)）1 名

本件入札説明書・契約書（案）を承諾のうえ入札します。

平成　　年　　月　　日

住　　所

事 業 者 名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

独立行政法人電子航法研究所　理事長　様

人材派遣契約書（案）

独立行政法人電子航法研究所（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）とは、研究開発補助人材派遣(Java プログラマ（LDA 解析用））　１名の派遣に関し次のとおり契約を締結する。

（就業条件）

乙は、本契約の各条項及び仕様書に定める内容に従って、甲に対し、要員の派遣を行うものとする。

なお、就業条件については、本契約書及び仕様書に基づき労働者派遣個別契約書（以下「個別契約」という。）でこれを定めるものとする。

（使用者の義務）

甲は、乙の派遣する要員（以下「派遣要員」という。）の労働時間及び安全管理について、労働基準法等の使用者としての責任を負うものとする。

乙は、派遣要員に対して前項に定める以外の、労働基準法等の使用者としての責任及び労働者災害補償保険等の事業主としての責任を、全て負うものとする。

第1条（責任者の選定）

甲及び乙は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選任するものとする。また、甲は派遣労働者を直接指揮命令する者を定めるものとする。

第2条（派遣要員の交替）

甲は、派遣要員が個別契約に定める業務を遂行する上で、著しく不適当と認められるときは、乙に、その理由を書面にて通知し、派遣要員の交替を求める事が出来るものとする。

乙は、乙の事由により派遣要員を交替しようとする場合は、甲に、その理由、交替の時期及び新たに派遣する要員名等を事前に書面にて通知するものとする。このとき、契約単価の見直しは行わないものとする。

なお、緊急の場合を除き上記の交代通知は、概ね１ヶ月前までに行うものとする。

第3条（苦情処理）

甲乙双方は、派遣要員の就業に関して、苦情その他問題が生じた場合には、互いに緊密に連携して、問題の適切かつ迅速な処理と解決に努めるものとする。

第4条（損害賠償）

乙は、派遣要員の就業に関連して、派遣要員が乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に人的或いは物的な損害を与え、紛争を生じるような事態を発生させた場合には、乙の責任と負担においてこれを処理し解決するものとする。

第5条（機密保持）

1　乙及び派遣要員は、本契約（個別契約を含む。以下同じ。）の締結及び履行その他これに関連又は付随して知り得た機密事項を、第三者に開示又漏洩してはならない。また、これに伴い、乙

及び派遣要員は、機密漏洩の可能性を排除するよう十分な注意を払うものとする。

2　前項の規定は、本契約終了後も、なお効力を有するものとする。

第6条（権利義務譲渡の禁止）

甲乙双方とも、契約の相手方より書面による事前の承諾を得ることなく、本契約及びこれに関連して発生する権利義務を第三者に譲渡、移転してはならない。

第7条（権利の帰属）

派遣要員の業務の結果としてのデータ、印刷物、その他成果物の所有権は、全て甲に帰属するものとする。

第8条（毎月業務の完了及び検査）

乙は、毎月に定める業務が完了した時は、速やかに甲に対し、甲の指定する検査職員に検査確認を受けるものとする。

第9条（派遣料金の支払）

甲は、本契約に基づく要員派遣の対価（以下「派遣料金」という。）及びこれに係わる消費税額及び地方消費税額を、乙から前条の検査確認後、請求書を受理した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

契約単価　金　　　　　円／1 時間当たり 1 名分として（消費税及び地方消費税を除く）前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である（契約金額の 105 分の 5)。

１．超過勤務時間及び休日勤務時間は、上記契約単価に 25%の割増とする。

２．労働基準法に基づく法定休日勤務時間は、35%の割増とする。

３．勤務日の 22 時以降の勤務時間及び休日の超過勤務時間は、50%の割増とする。

４．時間外労働は、最長 1 日 4.5 時間、1 ヶ月 45 時間、1 年間 360 時間の範囲内とする。

５．契約単価の改定は、本契約を締結した月の総務省統計局公表の消費者物価指数（総合指数）を基準として、同指数に±５％の変動があった場合のみ、甲乙協議のうえ契約単価を改定することができる。

第10条　（延滞金及び違約金）

甲は、派遣料金その他、本契約に基づき乙に対して負う金銭債務につき、その支払期限までに天災地変等やむを得ない場合の外、これを支払わないときは、支払期限到来の日の翌日より支払を了した日までの数日に応じ、契約金額に対し年 3.60%の率を持って計算した支払遅延利息を、乙に支払うものとする。

また、乙が、甲の承認なくして派遣要員を本契約書及び仕様書に基づき派遣できない契約不履行状態となった場合は、不履行期間に係る契約金額（契約単価×不履行時間）の 10%の割合で計算した額を乙が違約金として甲に支払うものとする。

第11条　（契約派遣期間）

契約期間は平成　　年　月　日（契約締結日）から平成 22 年 7 月 31 日迄とする。

第12条　（解約）

乙は、契約期間終了の前に本契約を解約しようとするときは、甲に対し予め書面による申出を行い、甲の承諾を受けなければならない。

甲乙双方とも、契約の相手方が本契約に定める義務に反し、契約の目的を達成する見込みがないときは、前項にかかわらず本契約を解除することができる。

前２項の規定により本契約が解約又は解除された場合は、甲は、未払いの派遣料金を派遣要員の実働日数及び実働時間に応じ計算し、その対価及びこれに係わる消費税相当額を乙に支払うものとする。

第13条　（合意管轄）

本契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第14条　（独占禁止法違反）

乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 100 分の 15 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第第 51 条第２項の規定により取り消された場合を含む）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第３条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３又は独占禁止法第 89 条第１項第１号若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

第15条　（独占禁止法違反違約金に係る遅延利息）

乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5.00 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第16条　（協議）

本契約に定めのない事項、契約条項中疑義の生じた事項及び契約の変更については、甲乙双方別途協議の上これを決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　日

（甲）東京都調布市深大寺東町 7-42-23
独立行政法人　電子航法研究所
理事長　平澤　愛祥　　　　　印

（乙）

印